

20 高建管第 291 号
平成 20 年 7 月 9 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

副知事

高知県公共工事等契約指針の制定について（通達）

標記については、別添のとおり県が発注する公共工事等の契約手続の指針を定めましたので、予定価格の公表の取扱い等、公共工事等の契約手続とそれ以外の事業の契約手続を明確に区分し、適正な取扱いをお願いします。

高知県公共工事等契約指針

第1 趣旨

県が発注する公共工事等に関する業務の契約は、地方自治法(昭和22年法律第76号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)等の規定に基づき施行することが求められていることから、公共工事等に関する業務の契約と他の業務の契約を明確に区分するための指針を定める。

第2 定義

公共工事等に関する業務の契約とは、県が発注する、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の適用を受ける工事の請負契約及び工事に直接又は間接に関わる委託契約であって、次に該当するものとする。

1 工事請負契約

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定する建設工事の請負

2 委託契約

- (1)建設コンサルタント業務(測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務のいずれかにあたる業務をいう。)の委託
- (2)土木構造物及び建築物の維持管理、保守又は点検業務の委託(庁舎清掃、警備等施設の維持管理業務を除く。)
- (3)(1)には当たらないが、建設工事の施工を前提とした場合に必要な各種業務の委託

第3 所管等

この指針は土木部長の所管とし、公共工事等に関する業務の契約は、建設工事及び委託業務における入札・契約制度の基本方針(平成19年3月23日付け18高建管第872号副知事通達)に基づき施行する。

附 則

この指針は、平成20年7月9日から施行する。